

転入手続きに関する誓約書

習志野市こども部長 宛て

私は、習志野市への転入に伴い、下記児童の習志野市内認可施設の利用を希望いたします。

つきましては、下記のとおり、必ず入園希望月の1日までに住民票登録の異動を行い、異動手続きが完了しなかった場合は、施設利用の入園内定を取り消されても異議申立てはいたしません。

また、利用調整の結果を居住自治体に提供することについて同意します。

記

保護者氏名				
児童氏名	生年月日： 年 月 日生			
転入先住所 (未定の場合は空欄可)	習志野市			
転入予定日	令和 年 月 日			
習志野市に転入後 新たに同住所となる者の 有無	☐ いる ☐ いない ※同居・別居を問わず、 同住所に住む親族がいれば 「いる」を選択してください。			
上記で「いる」に ☑した場合に記入 ※	児童から みた続柄	氏名	生年月日	R8.4.1 時点年齢
			年 月 日生	歳
			年 月 日生	歳
			年 月 日生	歳
			年 月 日生	歳

※令和8年4月1日時点で18歳以上65歳未満の場合、児童を保育できないことを証明する書類の提出がなければ、利用調整において不利になります。

※本誓約書の提出にあたり、保育所等の入所申込の申請を受け付けた時点をもって、上記の内容に誓約したものとみなします。

- ・習志野市への転入手続き後、こども保育課で改めて給付認定の手続きが必要になります。
- ・入所承諾(不承諾)通知書は、転入手続き及び給付認定手続き後に発行いたします。
- ・必要な書類を揃えたうえで、習志野市役所こども保育課までご提出ください。